

郡山市青少年健全育成推進協議会活動費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、郡山市青少年健全育成推進協議会の円滑なる運営の推進を図るため、郡山市青少年健全育成推進協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、地区協議会活動費、青少年育成指導員活動費、各種事業費その他の事業の運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金等を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 郡山市青少年健全育成推進協議会は、事業完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成

果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により郡山市青少年健全育成推進協議会に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の郡山市子ども会育成連絡協議会育成補助金交付要綱の規定は、平成15年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。